

令和 7 年 8 月診療分から 宇土市重度心身障害者医療（重心医療）費助成の 申請手続きが変更になります

令和 7 年 8 月診療分から宇土市重度心身障害者医療（重心医療）費助成の申請手続きが下記の表のとおり、保険証の種類によって変更になります。

健康保険の種類	支払方法	受診から支払いまでの流れ
・ 国民健康保険 ・ 社会保険 （協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など）	・ 現物給付方法 重心医療の自己負担額 【入院】 2, 0 0 0 円／月 【外来】 1, 0 0 0 円／月 までを医療機関、薬局、訪問看護の窓口で支払う。	① 県内医療機関等を受診 ↓ ② 「健康保険証（マイナ保険証）」及び「重度心身障害者医療費助成受給資格者証（みどり色）」を窓口で提示 ↓ ③ 重心医療自己負担額までを窓口で支払う ↓ ④ 外来での窓口支払額が病院と薬局を合わせて 1, 000 円を超える場合は、市に助成申請をする。 ↓ ⑤ 1, 000 円を超えた分が市から登録口座に振り込まれる。
・ 後期高齢者医療保険	・ 自動償還払方法 健康保険の自己負担額（1割～3割）までの支払いは必要。その後、自動的に登録口座に振り込まれる。	① 県内医療機関等を受診 ↓ ② 「健康保険証（マイナ保険証）」及び「重度心身障害者医療費助成受給資格者証（みどり色）」を窓口で提示 ↓ ③ 健康保険の自己負担額（1割～3割）を窓口で支払う。（診療月から 4 カ月後に自動的に登録口座に振り込まれる。） ↓ ④ 外来での窓口支払額が病院と薬局を合わせて 1, 000 円を超える場合は、市に助成申請をする。 ↓ ⑤ 1, 000 円を超えた分が市から登録口座に振り込まれる。

こんなときは、これまでどおり窓口で申請が必要です

外来での窓口支払い額が、医療機関と調剤薬局を合わせて、1, 0 0 0 円／月（重心医療自己負担額）を超えた場合、上記の保険の種類に関わらず、これまでどおり市に助成申請が必要です。申請書と医療機関、調剤薬局の領収書を持参して福祉課窓口で申請してください。

注意事項

- 1 **医療機関等窓口で「重度心身障害者医療費助成受給資格者証」を必ず提示してください。**
受給者証を提示しない場合は現物給付の対象になりません。その場合、申請書と領収書を福祉課窓口へ持参し申請していただき、後日、口座へ振り込みます。
- 2 **重心医療の現物給付は下記のすべてを満たす場合に限られます。**
 - ・「重度心身障害者医療費助成受給資格者証」が交付されており、受診した窓口で資格者証を提示した場合
 - ・国民健康保険または社会保険の被保険者の方
 - ・熊本県内医療機関等（保健医療機関、調剤薬局、訪問看護ステーション）を受診した場合
- 3 **下記の場合は現物給付の対象になりません。**
 - ・医療機関等で「重度心身障害者医療費助成受給資格証」の提示がない場合
 - ・はり・きゅう・あんま・マッサージの施術を受けた場合
 - ・熊本県外医療機関等を受診した場合
 - ・後期高齢者医療保険の被保険者
 - ・健康保険の適用外の場合
- 4 **重心医療、こども医療、ひとり親医療の併用はできません。**
- 5 **医療費が高額になる場合は医療機関等窓口で「限度額適用認定証」等の提示をお願いします。**
更生医療（人工透析等）、特定疾病、特定疾病（難病）、精神通院等の受給者証をお持ちの方はそれらの受給者証もあわせて提示してください。

※ご加入の健康保険組合等から高額療養費や附加給付金が支給される場合は、その金額を差し引いた額を助成します。助成金を支給した後に高額療養費または附加給付金の支給があったことが判明した場合は、支給額の全部または一部を返還していただく場合がありますのでご注意ください。

次のときは、届出が必要です

- ・住所、氏名、健康保険証、口座の変更が生じたとき
※健康保険証の変更時は速やかに届出をお願いします。
後期高齢医療保険に加入した場合も届出が必要です。
- ・受給資格者証を紛失・滅失又は破損したとき
- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の等級や有効期間が変わったとき
- ・宇土市外へ転出したとき
- ・生活保護を受けることになったとき
- ・受給資格者が亡くなったとき

【お問合せ先】

宇土市役所福祉課 障がい者支援係
TEL 0964-22-1111（内線 409）
FAX 0964-22-5515